

令和4年6月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月13日（月曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 (欠席)
4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
6番 武石 俊一 (副会長) 7番 安藤 慎八 (会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 渡邊 清文
7番 石井由美子 8番 藤本 哲朗 9番 湯浅 定夫
10番 帆足 智己 11番 松方 洋一 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
について

報告第4号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画に
ついて

その他

終了後 「農地利用最適化推進活動等について」

大分県農業会議 新名氏

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹 (統括) 梅木 嘉子
主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要 事務局長</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。 それでは、ただ今より令和4年6月定例総会を開催します。 新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用により、引き続きご協力よろしくいたします。 着席して進めさせていただきます。 安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、会を進めさせていただきます。 農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、2番委員、4番委員よろしくをお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。 番号1、大字大隈字崩残〇〇〇〇番〇で、登記簿地目は田で、面積1,775㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。</p>

	<p>番号2、大字岩室字川原毛〇〇〇〇番〇他1筆で、登記簿地目は田で、面積2, 141㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番委員です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、番号2について、私が法人の関係者に当たります。農業委員会法において、委員は、委員本人及びその家族に関する事項についての議事に参加できないという、議事参与の制限の規定があります。そのため、番号1の審議を行った後、いったん私は退席します。その間、副会長に議長代理をお願いし、番号2の審議を行います。</p> <p>それでは、番号1の審議を行います。</p> <p>担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1の担当は 3番委員ですが、本日は欠席しております。代理と一緒に現地確認をされた推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>番号1の調査結果を代理で報告します。6月6日、申請者の〇〇さん、〇〇さん、農業委員と現地立会いを行いました。土地の所在は、国道〇〇〇号線から〇〇川方面に100mほど入った〇〇〇〇の手前に位置します。水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現在は田と畑で、水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が高齢という事情での農地の移動です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は500mくらいで耕作可能です。譲受人の耕作面積はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクター等をリースしているようで、農業従事者は本人、夫と子の3名で、取得後の耕作は行うそうです。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の番号1について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>全員賛成です。議案第1号の番号1は原案のとおり決定いたします。</p> <p>ここで、私はいったん退出します。</p> <p>(議長交代)</p>
議長代理	<p>それでは、会長に代わりまして、私のほうが議事を進めさせていただきます。では、番号2の審議を行います。</p> <p>担当委員の説明ですが、</p> <p>番号2を1番委員、お願いします。</p>
農業委員	<p>番号2の調査結果を報告します。6月9日、申請者の〇〇〇〇〇〇株式会社から〇〇さん、推進委員、事務局と現地の立会いを行いました。土地の所在は大字岩室字川原毛〇〇〇〇番〇外1筆で、現況は田ですが、水がないため、葉物などを作付する計画です。〇〇〇〇〇〇株式会社は2期目の決算期が5月ですので、今の時点で決算内容はわかりません。</p>
議長代理	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>法人の農地取得について説明いたします。</p> <p>(法人の農地取得に関して説明)</p> <p>〇〇〇〇〇〇株式会社は令和3年度に農地所有適格法人の届出を行っております。先ほど農業委員の説明にもありましたが、〇〇〇〇〇株式会社は新規に設立された法人になります。農作物の生産は始まっておりません。令和5年度に補助金を活用して、本格的に農業に取り組んでいくということで、今は農地の取得、主に〇〇〇〇〇〇の跡地になりますが、ビニールハウスが建っている土地の取得は令和3年度に行いました。今回取得する田んぼはそのビニールハウスの隣接となります。新規に農業を始めていくこととなりますので、今後の進捗状況については農業委員会で毎年法人の報告書を出していただきますので、そちらで確認をしていくようになっております。以上です。</p>
議長代理	<p>その他、質疑はありませんか。</p>
議長代理	<p>無いようでしたら採決します。</p>

推進委員	この件に限らず、追認、追認と申請があがるが、どうしてそういうことになるのか。
農業委員	どうして申請せずに転用したかという、知らなかったというのが多いですが。この件は昭和54年には転用してしまっていたということで、これを元に戻せということもできないので。
推進委員	追認でできるなら、どんなことでも許されることになるのではないか。
農業委員	ただ、農業委員会の許可がないと登記はできないことになっています。
推進委員	今わかっているのは昭和54年ということだが、聞くところによるとそれより前から駐車場だったということです。
農業委員	推進委員からの意見があるように、皆さんもおかしいのではないかという所がありましたら、事務局のほうへ連絡をしてください。こういうことが起きないようにご協力をお願いします。
農業委員	ここの土地は、〇〇〇〇に立ち替わって、見え出した場所で、国道から旧道に抜ける路地でした。だれもそこを農地だったとは思っていません。これは改良区へ相談するよう説明してますか。
事務局	すみません、古くから農地ではなかったため、改良区への確認については伝えて損ねていました。改良区のほうに確認を取り、申請者に相談するよう伝えます。
農業委員	推進委員が言っていたように、農地で何かしているというのに気付いた時は、事務局や関係者のほうにお伝えいただくとありがたいと思います。無断転用防止のためにもご協力よろしくをお願いします。
農業委員	追認の件で、農業委員会は始末書を出せば通るということでしたが、以前農振の会議でもありました。追認の場合は始末書を出せばよいというだけではなく、ペナルティでもおかないといけないので

農業委員	はないか。
事務局	<p>罰則とか許可を出さないということにはならないので。</p> <p>追認という制度について改めて説明させていただきます。</p> <p>すでに田畑に家を建てたり、駐車場にしたり、と許可を受けずにしてしまっている場合、追って認めるという形で申請をいただいております。なんでも追認を認めているかというところではなく、今許可申請を行ったら許可が出る場所については追認をしておりますが、許可できない場所で無断転用していた場合は追認できません。その場合は、原状回復を指導しています。ほとんど口頭指導で終わりますが、その先となると、県からの文書指導や勧告、さらにその先になって罰則が出てきます。ただ県内、罰則まで至った件はほとんどないと聞いております。</p> <p>ペナルティということですが、転用許可は農地法に基づき、県知事が許可を出すことになっており、玖珠町農業委員会としては大分県の基準に基づいて書類を準備していただいて審査している状況ですので、独自で何かするという事は難しいのですが、農業委員や推進委員がおっしゃっているように、始末書を出せばなんでもかんでも許されるのかというわけではありません。現在、国の方針では農地ではない所は農地台帳から積極的に削除する流れがあります。許可による追認ではなくて、たとえば 20 年以上前に家を建てていたことを申請者が証明できれば非農地証明願いという申請で地目変更ができます。これは始末書を添付することはありませんが、そういう方法もあります。</p> <p>みなさまが農地パトロールや普段の見回りで、農地の一角が駐車場になっているなどがありましたらお知らせしていただき、事務局から申請を出す指導、追認となりますが、指導を行います。もちろん、許可が出ない所は農地に戻してくださいとの指導を行いますので、よろしくをお願いします。</p>
農業委員	事務局が説明しましたが、過去の問題ですが、現在出せる基準で審査を行っていきたいと思います。ちょっとでもおかしいと思う場所がありましたら、事務局に伝えてもらいたいと思います。
議長	他に、番号 1～3 について、ご意見ありませんか。

推進委員	番号2、3の太陽光発電施設で、排水がばっと出てくると思うが、何か設計とかがあるのか。今までの水路に流しても流しきれないのではないか。
農業委員	現地確認の際、排水のことについては確認しました。
推進委員	今まで地面にしみ込んでいたのが、そのまま流れるようになる。雨量が100ミリというような雨が降ることもあり、対応しきれんのか。設計は大丈夫なのか。
事務局	北のほうの場所は、町道の側溝にはつなげず、地面に浸透させる側溝のやり方があるので、それを使って自然浸透させます。ただ、ゲリラ豪雨のような雨量だとあふれてしまうこともあり得ますが、もともと山からの水が流れてくるような所なので、そこは変わらない所だと思います。
推進委員	施設ができればやはり変わる。山からの水も染みこめなかったものが流れてくるのだから、側溝を大きくしなくてはいけないのではないか。
事務局	図で示しますと、今回の申請地は2か所あります。1か所は崖のそばでその下は玖珠川となります。排水はそのまま玖珠川に流れ込むこととなります。もう1か所は、〇〇〇の集落の道の奥になります。町道には横断側溝もあります。立ち会った業者と確認したのは、この面に降る雨の排水は、ここの粘土質にあった特殊な排水の技術でここに降る雨についてはあふれるような設計にしない。山から来る水は別としては、ここに降る雨は処理できる設計にすると確認しております。
農業委員	土地も荒れるだけのところなので、管理をしてもらえるのならばという気持ちだと思います。
事務局長	道路などを作る際に、流量計算を出します。舗装すると間違いなく流量は増えます。ただ基準があり、それに沿って計算をしています。最近は尋常じゃない降り方をすることもあります。致し方ないということです。そこまで農業委員が責任を取るとするのは難しいことです。今の流量計算上、基準の範囲内ならばそれ以上言うこ

	<p>とはできないし、基準を逸脱していればちょっとおかしいのではないかと言うことはできます。逸脱しなければ認めざるを得ないです。</p>
農業委員	<p>田んぼとして残すには条件が不利なところを無理やり残すのも大変だし、転用するのをおかしいというのも難しいことだと思います。ただ、心配する点はちゃんと業者に伝えていくことが農業委員会の役割だと思います。太陽光発電施設に対する心配はありますが、それを踏まえて審議方をお願いします。太陽光発電は狭い所でもやってますし、ちゃんと手順を踏んだ申請であれば許可しないという話にもならないので。</p>
推進委員	<p>許可をするしないと言う話ではなくて、排水がどうなのかというところですよ。</p>
推進委員	<p>できあがった後で見に行けばいいのではないですか。</p>
農業委員	<p>ちゃんと業者に対して排水対策のことが農業委員会で議論に上がったことや災害が起こらないようにと注意喚起する方法が取れると思います。</p>
議長	<p>他に、質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満が 2件で、 4, 556㎡、</p> <p>3年～5年が 13件で、 35, 131㎡、</p>

	<p>10年以上が 6件で、 22,170㎡、 以上、合計 21件で、面積が 61,857㎡です。 議案第3号について、補足を2点いたします。</p> <p>1点目です。利用権設定の中で、中間管理機構を利用した一括方式の設定が一件あります。議案第3号 10ページに記載しておりますので、ご一読ください。</p> <p>2点目は、議案締め切り後に、取り下げが一件ありました。取り下げは、議案第3号1ページ第2番 利用権の設定者が〇〇〇〇さん、設定を受ける方が〇〇〇〇さんです。議案から削除をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第3条の3条第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が3件、届出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約が4件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が1件報告されています。報告のありました団体につきましては、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。以上です。</p> <p>報告第3号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。全体的な内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第4号、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。全体的な内容についてはご一読ください。</p>

議長	何か質疑はありませんか。
議長	<p>無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。</p> <p>(省略)</p>
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
事務局	<p>それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会6月定例総会を閉会します。</p> <p>この後、「農地利用最適化推進活動について」、大分県農業会議から講師を招いていますので、ご参加よろしくをお願いします。</p>